

鹿児島県ガイドヘルパー養成研修（視覚障害者研修課程）の廃止について

1. 鹿児島県同行援護従業者養成研修事業者指定について

平成 25 年 2 月 15 日付で「鹿児島県同行援護従業者養成研修事業実施要綱」および「鹿児島県同行援護従業者養成研修事業者指定事務取扱要綱」を制定したことに伴い、これまでガイドヘルパー養成研修のうち視覚障害者研修課程が担ってきた、「視覚障害者の移動支援の質の維持、向上」という役割は、さらに内容を充実させた同行援護従業者養成研修が担うことになりました。

これを受けて、本県では、ガイドヘルパー養成研修のうち重度視覚障害者研修課程を平成 25 年 3 月 31 日付で廃止することにいたしました。（全身性障害者課程は存続します。）

2. スケジュール等について

○ガイドヘルパー養成研修の視覚障害者研修課程は、平成 25 年 3 月 31 日付で廃止になります。

同行援護従業者養成研修実施を希望するある法人・団体にあつては、「鹿児島県同行援護従業者養成研修実施要綱」及び「鹿児島県同行援護従業者養成研修事業者指定事務取扱要綱」に基づき、指定申請等を行ってください。

○ガイドヘルパー養成研修のうち全身性障害者研修課程の内容に変更はありませんので、平成 24 年 3 月 31 日以降も適正に実施してください。

